

埼玉県環境アドバイザー登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域における環境保全活動や環境学習等に関する中核的な活動者を埼玉県環境アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として登録し、その活動等を広く紹介することについて必要な事項を定める。

(アドバイザーの職務)

第2条 豊富な経験や知識を有し、地域での環境保全活動や環境学習等に対して指導及び助言を行うほか、地域で環境保全活動を行う県民や団体等の連携を促進するなど、地域における環境保全活動を行う。

(登録の対象者)

第3条 知事は、18歳以上（高校生を除く）の県内又は近隣都県に居住又は勤務する者で、次の各号のいずれかに該当し、県民の環境保全活動や環境学習等の促進を図る県の施策に協力しようとする者をアドバイザーとして登録することができる。

(1) 次に示すいずれかの資格又は経歴を有すること。

ア 環境省の環境カウンセラー（事業者部門、市民部門）である。

イ 公害防止や環境管理に関する部門に5年以上所属する。

ウ 環境問題を専門とする教職経験を5年以上有する。

エ 公害防止管理者、技術士、環境マネジメントシステム審査員、エコアクション21審査人又は放射線取扱主任者として環境保全に関する経験を5年以上有する。

オ 環境学習講座や自然観察会等の講師など、地域の環境保全活動の指導者としての経験を5年以上有する。

(2) 環境学習講座や自然観察会等の講師など、地域の環境保全活動の指導者としての経験を3年以上有した上で、次の資格を有すること。

ア 彩の国環境大学実践課程の修了

イ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第11条第1項の「人材認定等事業登録制度」に登録されている事業により認定を受けた資格

ウ 自然観察指導員

エ 生態系保護指導員2級以上

オ 家庭の省エネエキスパート

(3) 環境学習講座や自然観察会等の講師など、地域の環境保全活動の指導者としての経験を3年以上有した上で、次の者からの推薦を有すること。

ア 県、市町村、学校教育法に基づく埼玉県内の学校（幼稚園を除く）

イ 現任のアドバイザー（2人以上）

2 知事は前項の規定によらず、18歳以上（高校生を除く）の県内又は近隣都県に居住又は勤務する者で前項各号に定めるものと同様以上の知識及び経験を有していると認められる者をアドバイザーとして登録することができる。

(登録の手続)

第4条 前条第1項に該当する者で、アドバイザーの登録を受けようとする者は、別に定める募集要項に基づき、登録申請書に活動実績を記載した書面等必要書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は前項による申請があった場合、申請者がアドバイザーとして適当であると認めるときは、アドバイザーとして登録し、その旨通知するものとする。

3 知事は第1項による申請があった場合において、申請者が虚偽の申請などによりアドバイザーとして適当でないと認めるときは、登録することができない旨の文書を当該申請者に別途通知するものとする。

(登録の有効期間)

第5条 アドバイザーの登録の有効期間は、別途定める募集期間の属する最終年度の末日までとする。ただし、更新は妨げないものとする。

(登録者名簿)

第6条 知事は、第4条により登録をした者及び第7条により登録を更新した者を登録者名簿に記載し、県ホームページにて公表する。

(登録の更新)

第7条 知事は、登録時の条件及び第2項を満たす者のアドバイザー登録を更新することができる。なお、更新による有効期間は、更新された登録日から3年間とする。

2 アドバイザー登録の更新を受けようとするものは、別に定める様式により活動実績及び内容の報告を行わなければならない。

(登録の取消し)

第8条 アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合には、知事は登録を取り消すものとする。

(1) やむを得ない事由により活動を行うことができなくなったとき。

(2) 本人又はその代理人から辞任の申し出があったとき。

(3) 地位を利用して営利活動、宗教活動又は政治活動を行ったとき。

(4) 虚偽による申請を行うなど、アドバイザーとして適当でないと認められるとき。

2 前項第3号及び第4号の規定により登録を取り消したときは、当該登録者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

(アドバイザーに関する情報の公表)

第9条 第2条に関する活動実績及び内容などを含むアドバイザーの情報は、県ホームページや広報印刷物等を通じて市町村及び県民に公表するものとする。

(情報の公表へのアドバイザーの協力)

第10条 前条の規定により県が行なう公表に協力するアドバイザーは、活動報告レポート又は環境学習指導等の活動実績を県に提出する。

2 活動報告レポートは、報告を行う活動ごとに作成し、活動の実施後、概ね1週間以内に県に提出する。

3 環境学習指導等の活動実績は、登録時の提出書類に準じてアドバイザーごと

に作成し、年間の活動をまとめて、翌年の1月末までに県に提出する。

(その他)

第11条 この要綱で定めるもののほか、アドバイザーの募集等、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
(埼玉県環境アドバイザー制度設置要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱及び要領は令和2年3月31日に廃止する。
 - (1) 埼玉県環境アドバイザー制度設置要綱(平成7年10月1日施行)
 - (2) 埼玉県環境教育アシスタント制度設置要綱(平成14年4月1日施行)
 - (3) 川の国アドバイザー支援実施要領(平成23年5月9日施行)(経過措置)
- 3 附則第2項に掲げる要綱及び要領に基づく委嘱者及び登録者のうち、活動実績及び内容の報告をする者は、令和2年4月1日以降、本要綱の登録者とみなし、本要綱の規定を適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

なお、令和3年1月から3月までの登録者は令和3年4月1日をもって更新されたものとみなし、令和4年3月31日までの登録期間を令和6年3月31日まで延長する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。